

# 与謝野町商工会 加悦・岩滝支所の一部賃貸（入居希望者公募）について

与謝野町商工会では、企業理念、事業内容、事業の実施体制、事業者の意欲・熱意、地域貢献度・地域経済貢献度の高い事業所に入居いただき、入居企業とともに当地域（経済）の振興に資することを目的に、この度「加悦支所」並びに「岩滝支所」の一部（1階事務室部分）を商工業者の方に賃貸することといたしました。

つきましては、下記により公募いたしますので、入居希望者は期限までにお申込み下さい。

なお、本公募につきましては、会員・非会員を問いませんので、お知り合い等で希望の方がいらっしゃいましたら、是非お声掛け下さい。（但し、契約時には会員となつていただくことが条件です）

また、支所の賃貸区域（1階事務室部分）以外は今後も商工会館として活用しますので申し添えます。

申込期限：令和5年12月28日（木）

※上記期限までに応募がない場合は、随時公募とします。

## 【加悦支所】

- |        |   |
|--------|---|
| ◇ 賃貸物件 | 与謝野町商工会 加悦支所（与謝野町字加悦 433 番地 5）  |
| ◇ 賃貸用途 | 事務所専用   |
| ◇ 賃貸区域 | 1階 事務室・資料室・相談室・記帳指導室 114.505 m <sup>2</sup> ※別紙図面参照<br>※ 賃貸区域（専用区域）以外は商工会と共用とする。但し、倉庫（1階）、研修室B（2階）は商工会の専用とする。<br>※ 専用駐車場あり<br>※ 賃貸区域（専用区域）へは入居者の許可なく無断で立ち入りません。 |
| ◇ 家賃   | 月額 50,000 円（消費税別途）<br>※ 水道光熱費、消耗品代、軽易な器具備品代、その他費用が軽微な修繕等は全額借主負担。<br>（参考）水道光熱費は、商工会使用時で年間 70 万円程度  |
| ◇ 保証金  | 150,000 円（家賃の3ヵ月分）※礼金はなし  |

## 【岩滝支所】

- |        |  |
|--------|--|
| ◇ 賃貸物件 | 与謝野町商工会 岩滝支所（与謝野町字岩滝 1822 番地）  |
| ◇ 賃貸用途 | 事務所専用  |
| ◇ 賃貸区域 | 1階 事務室 81 m <sup>2</sup> （6m×13.5m）※別紙図面参照<br>※ 賃貸区域（専用区域）以外は商工会と共用とする。但し、記帳指導室（1階）・相談室A（1階）・屋根裏資料室（2階）は商工会の専用とする。（記帳指導室・相談室Aは、商工会の書庫（倉庫）として利用し、入居者の許可なく事務所内に無断で立ち入りません。）<br>※ 専用駐車場あり |
| ◇ 家賃   | 月額 35,000 円（消費税別途）<br>※ 水道光熱費、消耗品代、軽易な器具備品代、その他費用が軽微な修繕等は全額借主負担。<br>（参考）水道光熱費は、商工会使用時（週2日）で年間 52 万円程度  |
| ◇ 保証金  | 105,000 円（家賃の3ヵ月分）※礼金はなし   |

※ 契約期間 加悦支所・岩滝支所 いつでも3年間  
※ 契約満了時に改めて入居者を公募する。(再申込み可)

※ 入居予定者の審査方法

入居予定者審査は、①企業理念、②事業内容、③事業の実施体制、④事業者の意欲・熱意、⑤地域貢献度・地域経済貢献度、を基準にプレゼン方式で決定します。  
但し、創業予定者(創業後、5年以内の者を含む)には加点があります。

※ 公募要領(申込書等)は、添付のデータをダウンロードしてください。

<参考>

補助金で建設した商工会館は、原則商工会館としてのみ活用できることとなっております。よって、お申込み後の流れは、以下のとおりとなります。

- |  |
|--|
| ① 入居予定事業者決定(プレゼンによる審査にて決定)<br>② 取得財産(商工会館)の処分承認申請書を当会より京都府に提出<br>③ 商工会館の処分届を京都府商工会連合会より全国連に提出<br>④ 上記②③の承認後、賃貸借契約締結 ⇒ 入居 |
|--|

※ ①から④まで概ね数ヶ月かかると見込んでいますので、予めご承知おき下さい。

詳細等ご不明な点は、下記担当者までお問い合わせ下さい。

<本件の担当者>

与謝野町商工会 事務局長 岡本勝司
TEL: 0772-43-1020